Ｂ　①Ｊ＆Ｔ　ＪＡＰＡＮ　ＴＲＡＶＥＬ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－8336号　④Ｊ＆Ｔ　ＪＡＰＡＮ　ＴＲＡＶＥＬ　東京都武蔵野市境２丁目２番12―906号シェーヌ武蔵野　土橋萌乃　⑤Ｊ＆Ｔ　ＪＡＰＡＮ　ＴＲＡＶＥＬ　東京都小金井市前原町３丁目40番地１号スカイコーポラス212Ａ号室　⑥令和５年３月23日　⑧令和８年７月23日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都武蔵野市境２丁目２番12―906号シェーヌ武蔵野　Ｊ＆Ｔ　ＪＡＰＡＮ　ＴＲＡＶＥＬ　土橋萌乃

Ｂ　①株式会社ワールドホリデーズ　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３－605号　④株式会社ワールドホリデーズ　京都府亀岡市下矢田町２丁目26番23号　代表取締役　川西哲史　⑤本社　京都府亀岡市下矢田町２丁目26番23号　⑥平成23年10月25日　⑧令和８年７月２日　⑩300万円　⑪京都府知事　⑫京都府亀岡市下矢田町２丁目26番23号　株式会社ワールドホリデーズ　代表取締役　川西哲史

Ｂ　①睿途国際株式会社　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－3045号　④睿途国際株式会社　大阪市北区東天満二丁目２番３号ダイアパレス南森町902　代表取締役　栗田優子　⑤本社営業所　大阪市北区東天満二丁目２番３号ダイアパレス南森町902　⑥令和２年３月24日　⑧令和８年７月９日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市北区東天満二丁目２番３号ダイアパレス南森町902　睿途国際株式会社　代表取締役　栗田優子

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第51条第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第51条第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第48条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

令和８年９月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①柏崎交通株式会社　②第２種旅行業　③新潟県知事登録旅行業第２－142号　④柏崎交通株式会社　柏崎市東本町三丁目１番37号　代表取締役　魚野智　⑤本社営業所　柏崎市東本町三丁目１番37号　⑥昭和54年11月12日　⑦令和８年７月31日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①アヤベックスジャパン株式会社　②第２種旅行業　③京都府知事登録旅行業第２－869号　④アヤベックスジャパン株式会社　綾部市幸通り11番地　代表取締役　佐々木崇人　⑤本社営業所　綾部市幸通り11番地　⑥令和４年７月８日　⑦令和８年７月21日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社中日メディアブレーン　②第２種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第２－1494号　④株式会社中日メディアブレーン　名古屋市中区栄二丁目11番30号　代表取締役　福井達人　⑤本社営業所　名古屋市中区栄二丁目11番30号　⑥令和３年６月28日　⑦令和８年６月27日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社ＯＤＡＬ　②第３種旅行業　③沖縄県知事登録旅行業第３－366号　④株式会社ＯＤＡＬ　那覇市赤嶺二丁目11番15号Ｏ－Ｂ　代表取締役　朴允淑　⑤本社営業所　国頭郡伊江村東江前36－２　⑥平成28年１月22日　⑦令和８年７月21日　⑧60万円　⑨300万円

以上４件

東京都港区赤坂４丁目２番19号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　近藤　幸二

Ａ　①ターコイズ株式会社　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第2138号　④ターコイズ株式会社　東京都渋谷区広尾五丁目４番12号　代表取締役　佐藤健二　⑤本社営業所　東京都渋谷区広尾五丁目４番12号　⑥令和４年10月21日　⑦令和８年７月25日　⑧1400万円　⑨7000万円

Ａ　①ハイシン株式会社（海馨商旅）　②第２種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第２－1353号　④ハイシン株式会社　さいたま市浦和区上木崎二丁目２番16号アイワビル２階　代表取締役　寧博　⑤本店　さいたま市浦和区上木崎二丁目２番16号アイワビル２階　⑥令和７年８月20日　⑦令和８年７月30日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社羽田未来総合研究所　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－8543号　④株式会社羽田未来総合研究所　東京都大田区羽田空港三丁目３番２号　代表取締役　髙橋一郎　⑤本店　東京都大田区羽田空港３－３－２第１旅客ターミナルビル　⑥令和６年４月11日　⑦令和８年７月18日　⑧60万円　⑨300万円

以上３件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
代表理事　蝦名　邦晴

配当公告

宮城県石巻市鮫浦字八田六〇番地
破産者　株式会社ヤマサハ伊藤商事

右の者に対する仙台地方裁判所令和七年（フ）第一一五三号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

１、配当に加えるべき債権の総額
金三六六、六六六、七九六円
１、配当することのできる金額
金一三六、一一一、五〇一円
令和八年九月一日
宮城県仙台市青葉区一番町一丁目一七番一二号　高裁前ビル二階
破産管財人　小野寺友宏